

財政援助団体等監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法第199条第7項の規定による監査の結果に関する報告について、同条第9項及び八尾市監査基準第16条の規定により公表します。

令和4年3月3日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	杉本 春夫
同	土井田 隆行

記

1 監査の対象団体

- (1) 公益財団法人八尾市国際交流センター
- (2) 八尾市自治振興委員会
- (3) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会
- (4) 公益財団法人八尾市文化振興事業団
- (5) 公益財団法人八尾体育振興会

2 監査の結果に関する報告

別紙のとおり。

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査の結果に関する報告等については、市役所本館3階の情報公開室及び本市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 山本桂右様

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	杉本 春夫
同	土井田 隆行

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の実施期間

令和3年7月1日から令和4年3月2日まで

2 監査の対象団体

- (1) 公益財団法人八尾市国際交流センター（所管 人権ふれあい部人権政策課）
- (2) 八尾市自治振興委員会（所管 人権ふれあい部コミュニティ政策推進課）
- (3) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会（所管 魅力創造部観光・文化財課）
- (4) 公益財団法人八尾市文化振興事業団（所管 魅力創造部文化・スポーツ振興課）
- (5) 公益財団法人八尾体育振興会（所管 魅力創造部文化・スポーツ振興課）

3 監査の対象

令和2年度の出納事務等（必要に応じて関係する年度に係るものも対象とした。）

4 監査の着眼点

財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、関係法令に適合し、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを主な着眼点とした。

5 監査の実施方法

事前に資料の提出を求め、財務諸表その他の関係書類の内容の確認、照合等をし、関係者や所管部局等の職員に事務の執行状況の聴取や質問をする等の方法で実施した。

6 監査の結果

次の指摘事項のとおり、是正、改善等を要するもの等が見受けられた。これらの事項については必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、これらの事項について必要な措置が講じられたときは、遅滞なく監査委員に報告されたい。

指摘事項

【公益財団法人八尾市国際交流センター】

1 公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金の精算について

公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金交付要綱において、補助事業が完了したときは公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金実績報告書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならないとされている。

事業助成金は運営経費補助金関係の決算内訳のうち事業費に係るもので、要綱別表には交付対象経費が科目別に列挙されているが、事業報告を行う際にその科目別経費の内容は明示されていなかった。科目別経費の内容を明らかにするため、決算時に作成している事業費科目別経費内訳表(決算)も事業報告時に提出されたい。

関係書類には決算認定前の正味財産増減計算書が含まれており、提出後に修正されたが、市長には修正後の計算書は提出されていなかった。提出書類に修正がある場合は、理由を付して修正後のものを提出し、事業報告を補正されたい。

【八尾市自治振興委員会】

1 町会(自治会)活動費の交付に係る事務について

八尾市自治振興委員会は、地域社会の健全な発展と住民福祉の増進を図ること等を目的として自治振興委員によって組織され、市の広聴、広報活動への協力、地域コミュニティづくりの推進等様々な活動を行う団体であり、市からの回覧文書等配付業務に係る委託料はそれぞれの地区自治振興委員会を通じて各町会(自治会)に町会(自治会)活動費として交付されている。

八尾市自治振興委員会会計処理規程において、決算報告として町会(自治会)活動費については、各地区委員長が各町会(自治会)長の受領証を自治振興委員会本部に報告することとしているが、提出書類が不足している地区等が見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。

【公益財団法人八尾市文化財調査研究会】

1 指定管理施設の維持管理に伴う部分委託契約について

公益財団法人八尾市文化財調査研究会は、平成 18 年 4 月から八尾市立埋蔵文化財調査センター及び八尾市立歴史民俗資料館について、指定管理者制度による管理運営業務を受託しており、施設の維持管理に伴う部分委託については、基本協定書の規定に基づき、予定する受託事業者又は請負業者の名称、当該業務の内容及び委託又は請負の期間等について、市の承諾を得て行っている。

部分委託契約締結のための回議書に添付された見積書において、日付の記載のないものや決裁日より後の日付が記載されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

2 出納事務について

収入伺書において、検算欄、検収欄等に押印が漏れているものが見受けられたので、当法人の会計規則等に基づき適正な事務処理を行われたい。

【公益財団法人八尾体育振興会】

1 公益財団法人八尾体育振興会契約規程の整備について

令和 2 年 4 月 1 日に施行された民法の一部改正において、売主のかし担保責任に関する見直しが行われたが、これに伴う改正が行われていないので、速やかに規定を整備されたい。

2 契約事務について

契約事務の具体的な詳細については、公益財団法人八尾体育振興会契約規程に規定されている。

契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

- (1) 随意契約により契約を締結する場合において、伺書に随意契約によることとした旨や随意契約とした根拠となる条項及びその理由が記載されていないもの
- (2) 伺書に契約保証金についての伺いがないものや契約保証金を免除した具体的な理由が記載されていないもの
- (3) 契約書に必要な事項の記載が漏れているものや、契約保証金についての記載が不十分なもの

3 文書事務について

文書事務の具体的な詳細については、公益財団法人八尾体育振興会事務分掌規則に規定されている。

伺書において以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

- (1) 決裁区分が誤っているもの
- (2) 廃棄年月の記載が誤っているもの
- (3) 完結年月日が記載されていないもの